明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（法第五条の六に関する事項）

第四条の五　（略）

2　（略）

3　法第五条の六第一項第三号の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　求人者が職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号。以下この項において「令」という。）第一条第一号又は第三号に掲げる法律の規定に違反する行為（労働基準法施行規則第二十五条の二第一項並びに第二十四条の三第一項及び第二項の規定に違反する行為を含む。以下この号において「違反行為」という。）をした場合であつて、法第五条の六第二項の規定による報告の求め（以下この項において「報告の求め」という。）により、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ・ロ　（略）

二～四　（略）

4　公共職業安定所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者が、法第五条の六第一項ただし書の規定により求人の申込みを受理しないときは、求人者に対し、その理由を説明しなければならない。

（法第五条の七に関する事項）

第四条の六　公共職業安定所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者が法第五条の七第一項ただし書の規定により求職の申込みを受理しないときは、その理由を求職者に説明しなければならない。

（法第二十九条の五に関する事項）

第十七条の八　法第二十九条の五の厚生労働省令で定めるものは、求人又は求職に関する情報のうち、求人者又は求職者が自らの情報について特定地方公共団体に提供することに同意したもの（当該求職者の法第四条第十三項に規定する個人情報その他求職者の家族の状況等法第二十九条の五の規定に基づき提供する情報として適切でないと認められるものを除く。）とする。

2・3　（略）

第三十条の三　削除

（法第四十二条の二に関する事項）

第三十条の四　法第四十二条の二において準用する法第二十条第一項の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一・二　（略）

（法第四十三条の二に関する事項）

第三十一条の二　法第四十三条の二第一項の規定による届出をしようとする者は、特定募集情報等提供事業届出書（様式第八号の三）に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に届け出なければならない。

一　届出をしようとする者が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書

二　届出をしようとする者が個人である場合にあつては、当該個人の住民票の写し

2　法第四十三条の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　電話番号

三　職業紹介事業者又は派遣元事業主にあつては、許可番号又は届出受理番号

3　法第三十条第一項若しくは第三十三条第一項の規定による許可を受けた者、法第三十三条の二第一項若しくは第三十三条の三第一項の規定による届出をした者又は派遣元事業主が法第四十三条の二第一項の規定による届出をしようとするときは、法人にあつては第一項第一号に掲げる書類を、個人にあつては同項第二号に掲げる書類を添付することを要しない。

（法第五条の五に関する事項）

第四条の三　（略）

2　（略）

3　法第五条の五第一項第三号の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　求人者が職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号。以下この項において「令」という。）第一条第一号又は第三号に掲げる法律の規定に違反する行為（労働基準法施行規則第二十五条の二第一項並びに第三十四条の三第一項及び第二項の規定に違反する行為を含む。以下この号において「違反行為」という。）をした場合であつて、法第五条の五第二項の規定による報告の求め（以下この項において「報告の求め」という。）により、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ・ロ　（略）

二～四　（略）

4　公共職業安定所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者が、法第五条の五第一項ただし書の規定により求人の申込みを受理しないときは、求人者に対し、その理由を説明しなければならない。

（法第五条の六に関する事項）

第四条の四　公共職業安定所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者が法第五条の六第一項ただし書の規定により求職の申込みを受理しないときは、その理由を求職者に説明しなければならない。

（法第二十九条の五に関する事項）

第十七条の八　法第二十九条の五の厚生労働省令で定めるものは、求人又は求職に関する情報のうち、求人者又は求職者が自らの情報について特定地方公共団体に提供することに同意したもの（当該求職者の法第四条第十一項に規定する個人情報その他求職者の家族の状況等法第二十九条の五の規定に基づき提供する情報として適切でないと認められるものを除く。）とする。

2・3　（略）

（法第四十二条に関する事項）

第三十条の三　法第四十二条の厚生労働省令で定める方法は、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置その他電子計算機と電気通信回線を接続してする方法とする。

（法第四十二条の三に関する事項）

第三十条の四　法第四十二条の三において準用する法第二十条第一項の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一・二　（略）

（新設）